



か。刑事補償ではないのじゃないですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 おっしゃつたとおりに、刑事補償と今度の費用補償と違うわけでござりますけれども、まあ補償ということと同じ項目の中に入れておるというわけでございます。

○稻葉(誠)委員 そうすると、あと法務省に聞くのですが、これは本質的には刑事補償の一つの形態だというふうに見てよろしいわけですか。

○安原政府委員 刑事補償法による刑事補償ではないことは明らかでございますが、刑事に関する補償という意味においてその中に入っているのではないかと思います。いずれにいたしましても、大蔵省が予算会計上の便宜からさようなところで一まとめにしておるものと思つております。

○稻葉(誠)委員 そうすると、刑事補償法の場合には、免訴または公訴棄却の裁判が確定した場合において、もし免訴または公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の判決を受けるべきものと認められる十分な理由があるときも同様だ、これは二十五条でしたつけ、そういう条文があるわけですね。これはどういう経過からこの条文が入ったわけですか。これは聞くところによると、衆議院で修正の意見が出て修正案は出なかつたけれども、参議院で修正されたというふうに聞いておるわけです。

○安原政府委員 大体の経過はいま稲葉委員御指摘のとおりでございまして、この法案が審議されました昭和二十四年当時の第六回国会におきましては、委員会の審議の過程で、衆議院の場合は、いま御指摘のような免訴、公訴棄却の場合も補償の対象とすべきであるという意見が出ましたが、政府原案のまま衆議院は可決されまして、参議院に參りましてから参議院の審査の過程で修正案が出来まして、現行の二十五条どおりの修正案が参議院で修正可決されまして、そして衆議院に回付され、衆議院で昭和二十四年の十二月三日に現行法どおりの修正案を可決したものでございます。結局、いろいろの意見もございますが、要するに、刑事補償の対象となる無罪となつた者の未決

の拘禁または刑の執行に伴う補償としては、実質無罪であることが明らかであれば、免訴、公訴棄却の場合にも補償するのが公平の精神にかなうのではないかという点であります。

○稻葉(誠)委員 法令の精神にかなうのではないのかではなくて、かなうからそつたのであります。そこで、免訴または公訴棄却というふうなこと

で、い今まで刑事補償法の二十五条による補償、これが具体的になされたのはどの程度あるのですか。四、五件あるような話を聞くし、どうも全部のものを法務省の方としては出さないで、一部のものを何か例を出しておるのかもわかりませんが、どの程度ありますか。具体的にどんなことで、どの程度の金額が出されているわけですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 私どもの現在手元にございます資料で申し上げますと、免訴または公訴棄却の裁判を受けた者からの刑事補償が認容された例で、昭和三十八年以降五十年までのものでございますけれども、それで見ますと、件数では八件でございます。請求人員は二十六名ござります。

その内容を個々別々に申し上げましようか。

○稻葉(誠)委員 ええ、簡単に……。

○岡垣最高裁判所長官代理者 そうしますと、最初は三十八年の十月二十九日に東京高裁で、いわゆる幸浦事件と言われる強盗殺人事件がございました。これは殺人等の事件でございますが、これに対する補償がござります。それでこの補償の内容は、これは総額で百七十六万七千六百円となつています。それからその次は、昭和四十一年六月十日に東京高裁の決定がございまして、これは殺人等の事件でございますが、これに対し現行の二十五条どおりの修正案が参議院で修正可決されまして、そして衆議院に回付され、衆議院で昭和二十四年の四月二十四日に岐阜地裁の決定がございまして、これは破防法どおりの修正案を可決したものでございます。

から四番目は、四十三年の十月二十八日に東京地裁でございまして、いわゆる青梅事件でございますけれども、これについては補償額は、これは請求人が二人ございまして、その一人については二十八万五千円、それからもう一人については二十三万九千円の補償がございます。それから五番目は、四十四年の十二月六日に佐賀地裁でございまして、地方公務員法違反の事件でございますが、これは五千二百円の補償がなされております。それからその次は、四十七年の六月三日東京地裁、これも同じく地方公務員法違反でござりますけれども、これについては、これは請求人が三名ございまして、そのうち二人については五千二百円、それからもう一人は六千五百円といふことになつております。それからあとは、四十八年の一月十八日とそれから四十八年七月十二日に、東京高裁それから東京地裁でそれぞれメーデー事件に関連しました補償がなされておりますが、この補償は四八年一月十八日の分は三十万四千二百円、それから四八年七月十二日の分でござりますけれども、それで見ますと、件数でありますけれども、大体一人三、四十万円というところの補償がされております。

それでこの理由は、最初に申し上げた三十八年の十月の事件、これは共犯者の無罪が確定しておる事件でござります。それから二番目の事件は、これは一審無罪で、二審係属中に被告人が死亡したという事件でござります。それから三番目は被告人死亡、共犯者の無罪確定。それから四番目は公訴取り消し、共犯者の無罪確定。それから五番目と六番目は、これはいすれも公訴取り消しで、判例上罪とならないというものでございます。それから最後のメーデー事件の場合は、被告人死亡と公訴取り消しと両方ございますけれども、共犯者の無罪は確定しておる、こういう事件でござります。

以上でございます。

○稻葉(誠)委員 そうすると、刑事補償法の二十

裁の八王子支部でございまして、いわゆる青梅事件でござりますけれども、これについては補償額は、これは請求人が二人ございまして、その一人については二十八万五千円、それからもう一人については二十三万九千円の補償がございます。そ

れは、これはなかつたならば、政府原案どおりだったならば、いま言つたような案件についてはどうなるのですか。

○安原政府委員 そのままで補償の対象にならないということでございます。

○稻葉(誠)委員 それはそのとおりですね、わかれちつたことを聞いているわけだから。

そこで、じゃなぜ刑事補償法の二十五条にいま言つた免訴または公訴棄却の裁判の場合が入つていて、今度の政府提案に入らなかつたのかということがありますけれども、そこについては、これは請求人が三名ございまして、そのうち二人については五千二百円、それからもう一人は六千五百円といふことになつております。それからあとは、四十八年の一月十八日とそれから四八年七月十二日に、東京高裁それから東京地裁でそれぞれメーデー事件に関連しました補償がなされておりますが、この補償は四八年一月十八日の分は三十万四千二百円、それから四八年七月十二日の分でござりますけれども、それで見ますと、件数でありますけれども、大体一人三、四十万円といふことになつております。それから二番目の事件は、これは非常に人の数が多うございまして、十五名でござります。これは個々的にはあれがございませんけれども、大体一人三、四十万円といふところの補償がされております。

それでこの理由は、最初に申し上げた三十八年の十月の事件、これは共犯者の無罪が確定しておる事件でござります。それから二番目の事件は、これは一審無罪で、二審係属中に被告人が死亡したという事件でござります。それから三番目は被告人死亡、共犯者の無罪確定。それから四番目は公訴取り消し、共犯者の無罪確定。それから五番目と六番目は、これはいすれも公訴取り消しで、判例上罪とならないというものでございます。それから最後のメーデー事件の場合は、被告人死亡と公訴取り消しと両方ございますけれども、共犯者の無罪は確定しておる、こういう事件でござります。

そして一番広い場合は、あらゆる一切の免訴、公訴棄却の場合にも補償すべきではないかというものが最も広い補償の議論でございますが、これは免訴にも、大赦になって免訴とか、行為当時は違法であったが刑罰法令が廢止になつて免訴というようなものもござりますから、免訴を一律に補償するのは、やはり国民の感情と申しますか、合理的ではないというようなことで、免訴一般という議論については、これを支持する者はほとんどなかつたわけでございます。公訴棄却につきまして

も、被告人が逃亡しておって、被告人に訴状送達が、所在不明のためできなかつたというようなことで公訴棄却になるとか、いろいろの場合がござりますので、一概に公訴棄却すべてについて補償するというのも問題だということになりました。そうなりますと、刑事補償法の二十五条の規定と同じように、無罪と認めるに足る十分な事由のある裁判としては免訴、公訴棄却の場合に限るべきではないかという議論、これがございました。これにつきましては、前回も御質問にお答えいたしておりますように、刑事補償のよう、身柄の拘束とか刑の執行というような重大な損害を受けた者で無罪になつた者に対する補償の場合と、單に応訴を余儀なくされた弁護士の報酬とか、あるいは弁護士ないしは本人の出頭に要した旅費、日当というような費用の損害といふものは、損害の性質、程度において大いに違ちから、こういう者については無罪の場合だけに補償するということだけ公平の精神にかなうのではない。あるいは刑事補償の場合においては、補償するといふことは、一面において、身柄の拘束を受けたというようなことで公訴提起をされたいる者について、世間一般の評価が、あれは犯人に違いないという評価をするのであるから、仮に無罪であるとすればその名誉を回復するということが必要である。それについては免訴、公訴棄却の場合についても、実質無罪であれば、拘束を受けた者については、名譽回復という意味において刑事補償をやるということは考えられるが、訴訟の費用についてはそこまでの名譽回復というような趣旨はないというような実質論のほかに、もう一つは、現実の二十五条の運用にかんがみましても、決定手続で免訴、公訴棄却にならなければ実質無罪であったという判断というのはそう簡単にできないものではない。そうすると、補償というのは迅速にやるという要請があるので、特にこの訴訟費用のようものは迅速にやる必要があるが、この決定手続で、実体において無罪であったということを認定するということは相当の長期間を要する

のではないか、という意味において、この程度の費用の補償については、そういう長期間を要するのでありますと、刑事補償法の二十五条の規定と同様に、無罪と認めるに足る十分な事由のある裁判としては免訴、公訴棄却の場合に限るべきではないかという議論、これがございました。これにつきましては、前回も御質問にお答えいたしておりますように、刑事補償のよう、身柄の拘束とか刑の執行というような重大な損害を受けた者で無罪になつた者に対する補償の場合と、單に応訴を余儀なくされた弁護士の報酬とか、あるいは弁護士ないしは本人の出頭に要した旅費、日当というような費用の損害といふものは、損害の性質、程度において大いに違ちから、この二つのうちでどちらかが適用されるべきであるが、それは必ずしも裁判所の判断によるものであつたんだという判断をしたのは一件もございませんが、拘束されおれば出頭ということはございません。そこで、一般に、この刑事補償法の二十五条につきましては、いまの運用の実績で見ましても、費用の補償については、そういう長期間を要するような手続をもつてしてまで補償する必要はないということがございました。

すが、今度の費用補償はそうではなくて、まさに応訴を余儀なくされたことによる出費の補償でござ

から出てくるのですか。

どうも勉強不足で

よう。そうじゃないの。これは実質はどうなんだ。いい法律ならもつと早く出すべきだったのじゃ

こういう議論をすることもちょっとおかしいと思  
いますが、いずれにいたしましても、この法案に

ですが、今度の費用補償はそうではなくて、まさに応訴を余儀なくされたことによる出費の補償でございますから、現在の刑事補償法が予定しておる損害とは対象が違うわけでございます。しかしながら

○岡垣最高裁判所長官代理者 どうも勉強不足で  
から出てくるのですか。  
　　外国のことはよくわかりませんですけれども、日本  
　　の場合であれば、やはり訴訟ということで両方

よう。そうじゃないの。これは実質はどうなんなんだ。いい法律ならもっと早く出すべきだったのじゃないのかね。

こういう議論をすることもちょっとおかしいと思  
いますが、いずれにいたしましても、この法案に  
対する一つの問題は、よく外国の立法例がいろいろ  
ろ出てくるわけです。国によって違いますから何

から、広い意味で、要するに、無罪になった者に対する損害を補償するという意味においては、刑事補償の性質も持つておるわけでございますから、理屈としては、刑事補償法の中に入れてもいいという理屈も十分に成り立つとは思います。他面、現在上訴費用の補償ということと、刑事訴訟法にはすでに一部ながら費用の補償の制度が存在しておるということと、それと一緒にものであります。それの趣旨の拡大であるということから考へると、刑事訴訟法に置いておいて決しておかしくはない。それと同時に、いわゆる訴訟費用の補償につきましては、刑事訴訟法に規定があります。訴訟費用についての負担をするかしないかと、いうことについて刑事訴訟法に規定がございま

の当事者、一応対等の当事者が一つのテーマについてどちらの主張が正しいかということを争う。それを国家が中立の立場でどちらかに判断するというたてまえをとっている以上、負けた者がその費用を払うというのはむしろ当然の理ではなかろうかと考えますけれども……。

○稻葉(誠)委員 ちょっと、そこら辺のところがよくわかりません。完全な当事者訴訟ならまたそれは別かと思うけれども、日本の刑事訴訟法の場合は完全な当事者訴訟ではないし、いろいろ議論があるのですから、普通の場合には貧困の場合とかなんとかを救済して、余り払わせないようにしてあるのが多いと思います。

そこで、この法案の提案理由の説明を読んでみると、たとえば刑事補償法でも救済を受けるし、

中にもっともなものがございましたので、いただいたと  
いたということではございますが、いずれにいたしま  
しましても、結局こういう補償するかどうかとい  
うのは、ジャスティスといいますか公平の精神に  
かなうかどうかという問題、要するにこういうう  
が国の司法制度を支えていく以上、国民が何らか  
の形で負担をしなければならないことは当然であ  
るが、個人に負担させることが受忍の限度を超す  
ということはやはり公平の精神からいってよくな  
いということでございましょう。そうなりますと  
と、受忍の限度かどうかということは著しく相対  
的な概念でございますから、ここまでが受忍の範  
囲だ、ここまでが受忍の範囲を超えるということ  
は、時代とともに変化していく構わない問題で

とも言えませんけれども、たとえばスウェーデンなどを見ると、非拘禁の場合の補償と、それから普通の刑事補償と、被害者補償、これを一本にしているんですね、どうなっているんですか。国が違うから一概にそんなことを言うわけにいかないけれども、そこがどういうふうになつてあるかといふことが一つですね。

○安原政府委員 御指摘のとおり、スウェーデンで無罪の場合におきまして費用補償をしていることは明らかでございますが、そのほかに、いわゆるわが国の刑事補償に当たるものは別の法律があるようござりますし、非拘禁補償をやっている國はどこにもないというふうに理解しております。

○鶴葉誠委員 それと話はちょっと違うのです。

そういう意味において、刑事補償という意味においては、刑事補償法の方にいきますが、逆に、すでに現に上訴費用については刑事訴訟法に規定があり、それからいわゆる訴訟費用の負担についても、刑事訴訟法に規定があるから、訴訟に関する費用については、むしろ現在の刑事訴訟法の中に位置づける方がベターではないかということで、こういうことになつたわけでござります。

○稻葉(誠)委員　これは最高裁の方にお聞きした方がいいのかとも思いますけれども、たとえば刑事裁判で証人を呼びますね、それで日当を払う。そうして有罪になる。そうすると、裁量によるのですが訴訟費用を被告人に負担させますね、全部負担さしているわけじゃありませんけれども。それはどこからそういう考え方が出でてくるのですか。これは外国はみんなそうなんですか。ぼくは、何も有罪になつたからといって訴訟費用を証人に払った費用まで被告人に負担させなくていいのじゃないかと思うのですが、そこら辺のところ、どうなつてているのですか。その根拠はどこ

それから検察官の故意または過失により不法に公訴を提起された場合にも国家賠償法で救済を受けられる。そこで、これらの制度だけでは、無罪の判決が受けた者の救済方法としては必ずしも十分ではないと考えられるとか、あるいは公訴提起そのものが結果的に不当であった場合と区別する十分な根拠がないとか、法制度としての均衡を欠くといふうなことが出てくるとか、いろいろなことが書いてありますね。二ページのところに出てきますが、こういうふうなことなら、これは刑事訴訟法ができたときに当然この条文というものは入ってなければならないわけです。あるいは多少の時間がたつたときに入つてなければならないし、あるいは刑事補償法の改正があつたときにも入つてなければならないのです。どうして今までこんなふうにおくれたのか。こんなにいい法律だと言ふのなら、あなた、もつと早くやればよかつたのじゃないの。どうしておくれたのか。これは社会党関係がやかましく言つたから、結局重い腰を上げてやつとこさ提案してきた、こういうことでし

いろいろと思います。現行法ができました段階においては、いまの費用補償まではしなくとも受忍の範囲内にとどまるという判断が立法当時にはなされたのでございましょうが、時代の思想の移り变わりとともに、今日においては、それはやはり國家が負担する方がいい、そういう意味においては、受忍の範囲を超すというふうに觀念すべきだというふうに社会の通念が変わってきたのを受て提案をいたしましたということに相なろうかと思います。

○稻葉(誠委員) いや、なぜおくれたかという理由の説明には十分なつてないけれども、それはまあいいですよ。

だからぼくは、刑事補償法の二十五条が改正されたときに、そのときすぐ出せという意味じややけれども、その近い段階で当然出てなければならなかつたと思うのです。もつとも出てなければならなかつたということがおかいんだから、政府が提出するというのは本筋じゃないんだから

けれども、刑事被害者の補償ですね。これは長い間国会でも問題になっているところなんですが、現在どういうふうに進行しているわけですか、これに関連するわけですね。これは大蔵省が盛んに難色を示しているという話を聞くのですけれどもね。

○安原政府委員 大蔵省が難色を示しているからおくれてはいるのではなくて、この前にもお答えたとおり、いま、いわゆる犯罪の被害者の補償の要件、範囲というものを決めるためには、犯罪の被害者がどういう実情にあるかの実態調査をしておくことが立法の手前ぜひ必要だということで、全国の検察庁に実態調査を依頼して報告を求めたのが、この夏ごろにその結果がまとまりますので、その実態調査を踏まえて最終的な法案づくり、最終的な法務省としての案をつくって関係省庁と話をしたいということで、できれば秋ごろには法制審議会にかけたいというのが法務省事務当局の考え方でございます。

なお、御指摘のとおり、法制審議会の過程においても、

いろいろとあります。現行法ができました段階においては、いまの費用補償まではしなくても受忍の範囲内にとどまるという判断が立法当時にはなきれたのでございましょうが、時代の思想の移り变わりとともに、今日においては、それはやはり国家が負担する方がいい、そういう意味において提案をいたしましたということに相なろうかと思います。

○稲葉(誠)委員　いや、なぜおくれたかという理由の説明には十分なってないけれども、それはまあいいですよ。

だからぼくは、刑事補償法の二十五条が改正されたときに、そのときすぐ出せという意味じゃやられども、その近い段階で当然出てなければならなかつたと思うのです。もつとも出てなければならなかつたということを言うのがおかしいからで、立法というのは議員が立法するのだから、政府が提出するというのは本筋じやないんだから、

けれども、刑事被害者の補償ですね。これは長い間国会でも問題になっているところなんですが、現在どういうふうに進行しているわけですか、これに関連するわけですね。これは大蔵省が盛んに難色を示しているという話を聞くのですけれどもね。

○安原政府委員 大蔵省が難色を示しているからおくれてはいるのではなくて、この前にもお答弁いたしましたように、いま、いわゆる犯罪の被害者の補償の要件、範囲というものを決めるためには、犯罪の被害者がどういう実情にあるかの実態調査をしておくことが立法の手前ぜひ必要だということで、全国の検察庁に実態調査を依頼して報告を求めたのが、この夏ごろにその結果がまとまりますので、その実態調査を踏まえて最終的な法案づくり、最終的な法務省としての案をつくって関係省庁と話をしたいということで、できれば秋ごろには法制審議会にかけたいというのが法務省事務当局の考え方でございます。

なお、御指摘のとおり、法制審議会の過程においても、

けれども、刑事被害者の補償ですね。これは長い間国会でも問題になっているところなんですが、現在どういうふうに進行しているわけですか、これに関連するわけですね。これは大蔵省が盛んに難色を示しているという話を聞くのですけれどもね。

○安原政府委員 大蔵省が難色を示しているからおくれてはいるのではなくて、この前にもお答えいたしましたように、いま、いわゆる犯罪の被害者の補償の要件、範囲というものを決めるためには、犯罪の被害者がどういう実情にあるかの実態調査をしておくことが立法の手前ぜひ必要だということで、全国の検察庁に実態調査を依頼して報告を求めたのが、この夏ごろにその結果がまとまりますので、その実態調査を踏まえて最終的な法案づくり、最終的な法務省としての案をつくつて関係省庁と話をしたいということで、できれば秋ごろには法制審議会にかけたいというのが法務省事務当局の考え方でございます。

なお、御指摘のとおり、法制審議会の過程においても、

きましても、被害者補償の方を先行すべきではなか  
いかという議論をなさる委員もございましたが、  
私どもは、被害者補償が先行して、そして費用補  
償という被告人に対する補償を後回しにすべきだ  
とも考えておりませんので、要するに用意の整い  
次第、順次しかるべき法案については提出をして  
いいでいいのだと、順序は必ずしも決まってい  
るべきであるとは思わないという考え方でおりま  
す。

○岡垣最高裁判所長官代理者 そのとおりでござ  
います。

○諫山委員 佐賀県教組の事件と思われる地公訴  
違反事件で公訴棄却の裁判を受けた人に五千二百  
円の刑事補償がされたという説明です。この裁判は  
は公訴棄却になるまで恐らく十数年を要しています  
す。大変な大裁判だったわけです。石川達三が長  
い小説のテーマに選ぶというほど全国で問題にな  
った事件です。もし告訴または公訴棄却になつた

法でこの適用を受けたのは、ほとんど実体的な理なしに刑式的に決定されたんじゃないでしょうか。その点どうですか。

したように、毎年三十件前後の免訴がございまます。その中の非常に少數のものが、幸いにして審  
類上の審査で無罪であるとの十分な理由が発見  
できたわけでございますが、制度として考えます  
場合に、そういう偶然の事由で補償が受けられた  
り受けられなかつたりする制度自体、制度として  
の一つの欠陥があるのではないかということも考  
えられます。

○稻葉(誠委員) 私どもとしては、いま言つたように非拘禁の補償の問題、それから被害者補償の問題、こういうふうな問題を含めて、できるだけ早い段階の中で進展を図つてもらいたいというふうに考えますし、心情的には、この刑事訴訟法の改正の中に、免許または公訴棄却の裁判が確定した場合のこととも入れるべきだというふうに考えるのですが、形式的にはまた別の議論になつてくると思うのですけれども、いずれにいたしまして、も、これは私どもが長い間主張してきたことの一部が実現をしたということで、全体がまだ実現したことわけではありませんから、全体の実現のために今後とも私ども骨を折りますし、政府当局としても骨を折つてももらいたいということだけを要望して、質問を終わります。

人で、今度の改正案で当然無罪の判決を受けるはずであつたということになれば、五千二百円程度の刑事補償ではなくて、相当多額のこの改正案に基づく補償がされていたはずだと思いますが、どうでしょうか。

○岡垣最高裁判所長官代理人 佐賀地裁の四十四年十二月六日決定の事件でございますけれども、これは四十二年の二月二十七日に起訴になったものでござります。それで、四十四年の四月二日に最高裁の大法廷の第一次都教組事件無罪の判決がございまして、それで検察官が四十四年の五月二十日に公訴を取り消したと、こういうことになります。したがいまして、この補償に関しましては、日数は四日間、千三百円の四日分ということで、日にちの単位が非常に短かかったとい

まないで、記録上明白であるということで十分な理由があると認められたものでございます。たゞ訴審の一件、一審で無罪の判決がありまして、それで被訴者の前に死亡したという事件で拠り訴棄却になつた事件がございますが、これはそなまでにずっと控訴審で調べた証拠を詳細に検討して、そして決定をしております。

○鷹山委員 ジュリストに山本検事が解説を書いているのですが、この中に、簡明迅速に費用の補償をしようとするこの制度の趣旨から見て、免訴または公訴棄却の場合には補償しない方がいいと書かれているのですが、実際の運用を見ると、ほとんどめんどうな手続はされてない。きわめて形式的に刑事補償がされていますから、これはそのまま改正案のこの場合にも当てはまるわけで、

統で実体の審理をしなければならぬということにつき、一つの制度的な欠陥があるということに結びつく。この制度の、刑事補償法の二十五条を含めての欠陥でございますが、それは一つの欠陥で、決定的な理由ではないわけでございます。刑事補償法のようにも、身柄の拘束あるいは刑の執行というものを受けた者についての重大な損害に対する補償であります。かつそのような場合には、犯罪人という社会的烙印を押されるような者については、実質無罪であれば、名誉回復という意味において、いかに審理に手続を要しても実体的な審理をして、そして無罪か有罪かを決めて補償するということに意味があるということが言えるわけであります。

訴訟の費用のようなものは、ある意味において

○大竹委員長 謎山博君。 私たちの党は、この改正案に賛成です。しかし非常に不十分です。不十分だけではなくて、理論的に誤りを含んでいると思います。そういう立場から二、三質問します。

刑事補償法で、免訴または公訴棄却の裁判を受けて刑事補償を受けたという事例が紹介されました。たが、メーデー事件、破防法違憲事件、日教組事件、幸浦事件、青梅事件、こういうふうに並べますと、いわゆる公安労働事件あるいは著名な冤罪事件が中心だということがわかります。

そこで日教組事件についてですが、これは地方法違反で起訴され、公訴取り消しに基づいて公訴棄却がなされたと思うのですが、そういう経過になっていますか。

○諫山委員 破防法事件にしても青梅事件にしても、恐らく十数年を要した後で公訴棄却になつたのではないかと思います。もし免訴または公訴棄却になつた人についても補償するとすれば、これも相当多額の補償がなされているはずです。ところが今度の改正案では、こういう問題について補償しないというのであれば、实际上きわめて不公平な結果が生まれてきます。また、免訴または公訴棄却で形式的な裁判をしているのに有罪か無罪か実質的な審判をしなければならないという反対論が法務省の方からされていますが、実際刑事補償制度でございましょうけれども、期間が短かつたということですから結局、これがもし拘束の期間といふものが長かたりすれば、当然額は多くなるわけでございましょうけれども、期間が短かつたということです。

変だというのは余り実際的ではないと思うのですが、この点から見て、私は実質的な審理を要するから十分です。

また、この請求をするかしないかというのは、被告人がみずからその手続をとるかとらないのかで問題であつて、被告人がみずからその手続をとること限り、仮に煩瑣な手続を要したとしても、これは自分が選んだ道ですから一つも本人の迷惑、不利益にはならないと思うのです。その点、法務省の見解はいかがでしょうか。

○安原政府委員 先ほども稻葉委員の御質問にお答えいたしましたように、法制審議会の議論の過程でも、ございましたが、要するに、いま諫山西具御指摘のように、簡単に書類上の調査によつてわかる事件もござりますけれども、先ほど申しました

は被告人の受取の範囲に属するとも言えないわざではなくされて出した弁護士の費用と弁護士並びに本人の出頭に要した旅費、日当だけは、ほかの行政処分等との比較においても、特別の費用だからその限度では費用を補償するのが合理的だ、それが以上の精神に合するということで、それ以上に是期間を要して本来審理しなければならないようないふべき無罪、免訴、公訴棄却の場合における実体無罪かどうかというような場合にまで、審理をしてまず補償するだけの必要性はいまのところないといふのが立法の理由でございます。その結果、そのことが絶対的に間違った考え方であるとは決して申しおりませんが、現在の段階においては、立法政策上その程度でとどめることによって十分にハ

平の精神にかなうんじゃないかというのが私の方の考え方でございます。

○諫山委員 この前からの法務省の説明を聞いていますと、刑事補償の場合には被告人の名誉回復という観点が取り入れられているけれども、今回の改正案の場合には損失の補償であって、名誉回復という立場は取り入れられてないというふうに承つたのですが、そのとおりか。——そのとおりだとすれば、なぜこの改正案では名誉回復ということを考慮しなくていいのか、御説明ください。

○安原政府委員 直接にはこの費用補償の制度は、直接現実の出捐行為、損害行為を補償するということが主たる目的でございまして、その結果、名誉が回復されることを妨げるつもりは毛頭ないわけであります。が、主たる目的は、直接の財産上の損害を補償するというのがこの費用補償の原案の考え方でございます。

なお刑事補償法は、それに比べまして、未決の拘禁とかあるいは實質無罪の者についてその刑の執行をやつた、あるいは身柄を拘束したという重大な損害であるということ、そのことからまた同時に、それは社会的な評価としては非常に名誉を失墜させることになるという意味において、刑事補償のような拘禁補償の場合においては、名誉回復ということを強く意識して制度を考えるべきであつたというふうにわれわれは理解しておるわけでございます。

○諫山委員 逮捕、拘留されて裁判を受けた人は名誉が著しく傷つけられるけれども、逮捕、拘留されずに裁判を受けた人は、どんなに複雑、長期の裁判を受けようとも余り名誉を損なわないのだとうして無罪の判決は受けることができなかつたけれども、きわめて重大です。本件の場合、たとえば破防法違反あるいは青梅事件、被告は大変苦労しているはずです。そういう場合に、公訴棄却の裁判を受けている。この人たちは場合は拘留されていますから刑事補償があつたわけですが、もし拘留されていなければ名譽回復の方法はないわけですね。検

察庁の故意または過失ということがあれば別ですか。しかしそういう点から見ると、名譽回復というような点を見ても、どうして刑事補償法と違つた取り扱いをするのかという点が理解できました。

また、いろいろ調査した結果、無罪に当たる場合にならなかつた、この場合には、かえつて請求人に不名誉ではないかという問題提起もされたのですが、しかしこれは本人が選んだ道です。

から、それでいいと思います。本人があくまで無罪か有罪かの結着をつけてくれという立場で申し立てた以上、本人の意思に反して無罪ではなくたというふうになつても、これは制度上仕方がな

いと思うのですが、こういう点から考へると、実際に上きわめて不合理だという気がしてなりません。その二つの点、いかがでしょうか。

○安原政府委員 名誉の問題につきまして、結局それはおよそ被告人となつたということで、ある種の名誉の低下があることは事実でございますから、名誉の低下が非拘禁の場合にはないといふことは申すべきではないし、さようには考へておりませんが、拘束の場合に比べて名誉の失墜の程度は著しく違うのではないかということは言えると

思ひますので、その範囲において刑事補償の場合の名誉の低下と、それから単に非拘禁の場合の名誉の低下というものは著しく違うのではないか、そういうことでございます。

もう一つはどういうことでござりますか。

○諫山委員 いいです。いまのは実際的な不合理ですが、理論的に考へても、国民に対する国家権

今度の改正案は、國家権力が国民に対して間違つた攻撃をしかけた、間違つた公訴提起をした場合に、国民にいささかも物質的な損害を負わせないというようなたてまえがどうも貫かれていないのです。その点で、原理的、理論的にこれは非常に大きな誤りを含んでいます。とりわけ、刑事補償法でようやく採用された制度がこれによって逆戻りさせられようとしているということを恐れるわけです。

私たちすでにこの改正案に対する修正提案をしているわけですが、この修正提案こそが理論的にも実際上も正しいということを指摘いたしました。

それから、この請求期間をどうしてこんなに短くしたんですか。これは、刑事補償法と同じような請求期間になぜされなかつたのか。その点、御説明ください。

○安原政府委員 これも、法制審議会の議論の過程で、刑事補償法と同じように三年にすべきではないかという議論もございましたけれども、刑事補償の請求のように、刑の執行とか未決による拘禁というような重大な侵害ではないから、民法の不法行為の請求期間である三年というほどにする必要もないということで、六ヶ月というほどになりますので、裁判書きの作成期間を考えましても、六ヶ月で十分御迷惑はかかるないんじやないかといふのが私どもの判断でございます。

○諫山委員 やはり、身柄を拘束されている被告人と、身柄を拘束されていない被告人をきわめて機械的に分けているようと思うのです。

○大竹委員長 この際、本案に対し、諫山博君から修正案が提出されております。

提出者から修正案について趣旨の説明を求めます。諫山博君。

○大竹委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○諫山委員 ただいま議題となつていています刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

### 刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○諫山委員 ただいま議題となつていています刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を御説明いたします。

第一は、改正案の第百八十八条の二の修正についてであります。

改正案は、提案理由説明でも明らかにされていなかったとえば、刑事補償法の適用を受けた例として挙げられている破防法事件、日教組事件、これは

いずれも身柄拘束の期間はそう長期間ではありません。しかし、裁判は十数年かかっているのですね。これで被告人が受けた経済的な損害と、いうの

でない人は特別だというような基本的な考え方が法務省の中にあつて、そういう立場で差がつけられてゐるとすれば、きわめて重大だと思いますが、いかがでしょう。

○安原政府委員 長い間被告人の立場に立たされ、無罪になつた人の精神的な苦痛というものを、私どもは無視するわけではございません。その意味において、同情を禁じ得ないものがござりますが、この補償制度というものは、特に極端な異例の場合を考えないで、平均的な補償をするという制度でございますので、平均的なケースといふものと考えて、平均的に物を考へた場合に、拘束された者と非拘束の者の場合においては、精神的苦痛に平均的に差があるということも事実だとういう前提でございます。

東された者と非拘束の者の場合においては、精神的苦痛に平均的に差があるということも事実だとういう前提でございます。

○諫山委員 終わります。

○大竹委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

受けた者の救済方法としては必ずしも十分ではないことがあります。その内容は、結果的には不当な公訴の提起を受けたことが確定した場合には、その者が応訴を余儀なくされたことによって生じた財産上の損害を国で補償する制度であります。

憲法第四十条は、無罪の裁判を受けた者に補償の請求権を与えているのですが、無罪の判決だけでなく、免訴または公訴棄却の裁判が確定した者でも、本来なら無罪の判決を言い渡さるべきものと認められるものについては、無罪の判決が確定した場合と同様に刑事補償をすることが正義に合致するという立場から、刑事補償法第二十五条の規定が設けられました。

その運用を見ますと、被告人が死亡して公訴棄却になっていたのに、同一事案で起訴されていた共犯者の無罪が確定したため、公訴棄却になっていた死亡者について刑事補償がなされた場合(例、メーデー事件)、起訴された事件が罪にならないことが判明して公訴が取り消され、公訴棄却の裁判が確定して刑事補償がなされた場合(例、日教組事件)などのように、きわめて重要な運用がなされています。

改正案が、現行の検事上訴の費用補償だけではなく、費用補償制度の一層の充実を目指すものであり、同時に、これが刑事補償の拡大につながるものである以上、刑事補償法第二十五条の趣旨と同様に、免訴または公訴棄却の裁判が確定した場合において、もし免訴または公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の判決を受けるべきものと認められる十分な事由があるときには費用の補償をする旨の規定を設けることこそ、公平の精神に合致するものと考える次第です。

第二に、第一百八十八条の二の修正についてあります。

改正案では、無罪の判決が確定した場合の補償の請求期間を六ヶ月以内としています。しかし、この期間は短過ぎます。刑事補償法ではこの期間を三年以内とし、民法の不法行為による損害賠償

請求権の消滅時効と同じ期間を採用しています。この点については、刑事補償法と区別する必要はない、同じ期間にしようというのが修正の理由であります。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案提出理由の趣旨であります。

何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いします。

以上です。

○大竹委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

○大竹委員長 修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大竹委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次いで、原案について採決いたします。

本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大竹委員長 起立総員。よって、本法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大竹委員長 内閣提出、民法等の一部を改正する法律案、及び稲葉誠一君外二名提出、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取りました。

民法等の一部を改正する法律案  
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○稻葉國務大臣 民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

民事法の分野における男女の平等及び人権の保障につきましては、理念上のみならず、実質的にも、また制度の上においても、確立されるべきものであることは申しまでもありませんが、わが国が婚姻に関する実情や人権に対する国民意識の推移等にかんがみますと、妻の法的地位及び戸籍制度については、なお改善すべき点があります。そこで、この法律案は、妻の地位の実質的向上を図るため、離婚復氏の制度、婚姻事件に関する裁判管轄及び離子出生の届け出をする者について改悪を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、民法の改正であります。現行民法第七百六十七条は、婚姻によって氏を改めた夫または妻は、離婚により当然婚姻前の氏に復するものとしておりますが、このことによりまして復氏する者に社会生活上の不利益をもたらす可能性もありますし、離婚後母とその養育する子との氏が異なることにより不都合を生ずるおそれもあります。

そこで、離婚による復氏の原則を維持しながら、離婚後も引き続き婚姻中の氏を称しようとします。

〔報告書は附録に掲載〕

る者については、離婚後三月以内に戸籍法による届け出をすることにより婚姻中の氏を称することができます。

第二は、人事訴訟手続法の改正であります。現行人事訴訟手続法第一条は、離婚等の婚姻事件の訴えは、婚姻の際氏を称した者の現在の住所地の裁判所が専属的に管轄することとしております。

裁判所が専属的に管轄すると、夫の氏を称すが、現在の婚姻の実情を見ますと、夫の氏を称する婚姻がほとんどでありますから、妻が離婚訴訟を遂行するには、多くの場合、夫の住所地に出向かなければならぬ不便があるので、現行の婚姻訴訟手続法第一条は、離婚等の婚姻事件の訴えは、婚姻の際氏を称した者の現在の住所地の裁判所が専属的に管轄することとしております。

第三は、戸籍法の改正であります。現行戸籍法第十条及び第十二条は、何人でも手数料を納めれば、戸籍及び除籍の閲覧またはこれらの謄抄本の交付を請求することができるものとしておりますが、個人のプライバシーが不当に侵害されることを防止するため、申請件数が少なく、市町村の手数もかかる戸籍及び除籍の閲覧の制度を廃止するとともに、他人の戸籍の謄抄本の請求をするにあたっておりません。

第三は、戸籍法の改正であります。現行戸籍法第十条及び第十二条は、何人でも手数料を納めれば、戸籍及び除籍の閲覧またはこれらの謄抄本の交付を請求することができるものとしておりますが、個人のプライバシーが不当に侵害されることを防止するため、申請件数が少なく、市町村の手数もかかる戸籍及び除籍の閲覧の制度を廃止するとともに、他人の戸籍の謄抄本の請求をするにあたっておりません。

また、現行戸籍法第五十二条は、嫡出子の出生届につき父を第一順位の届け出義務者としておりますが、これを改め、母も父と同順位において届け出ができることとするほか、死亡届及び裁判に基づく戸籍の届け出について、可及的速やかに届け出がされるよう、届け出人の範囲を拡大しておられます。

さらに、戸籍及び除籍の謄抄本の交付について前述のような改正をすることに伴い、不正の方法で戸籍等の謄抄本の交付を受けた者に対し過料を課すとともに、戸籍届け出の遅延に関する過料額を引き上げる等所要の罰則規定を整備しております。

以上が民法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

○大竹委員長 次に稻葉誠一君。

○稻葉誠一議員 ただいま議題となりました最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正案について、提案者を代表して提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のように、憲法第七十九条は最高裁判所の長官及びその他の裁判官について、国民に直接その適否を問う国民審査の制度を規定しております。これは、主権者である国民の監視によって、民主的で公正な裁判を保障する重要な制度であります。つまり憲法が内閣に最高裁判所長官の指名権及びその他の裁判官の任命権を認めながら、直接国民の審査に服さねばならぬとしたことは、最高裁判所が憲法と人権の守り手として非常に重要な役割を担っていることから見ても当然のことです。

ところが、公正中立であるべき最高裁判所が時

の政府の党利党略的選任による裁判官で占められ、政治権力に追従、迎合する判決が近年自立つております。司法の反動化はいまや黙過できない状況に至っています。このような司法の危機を開拓するためにも、不合理な投票方法をとっている現行

の国民審査法を改め、主権者である国民の権利行使の一つであるこの制度を充実させることは焦ります。

すでに、第七十一国会の本委員会におきまして「政府は、最高裁判官国民審査の方法等について検討すべきである」との全会一致の附帯決議を採決しているのも、この制度の改善が国民の大きな要求となつてあるからであります。

以下、本改正案の内容について一括御説明申上げます。

第一は、現行国民審査法は罷免を可とする裁判官に×印を記載することを認めていただけで、その他の白票はそれがたとえ棄権の意思を込めたものでもすべて罷免を可としない票とみなされるというきわめて不合理、非民主的な方法であります。

そこで今回の改正案は、国民の意思を正しく反映させるために、罷免を可としない裁判官には○印、罷免を可とする裁判官は×印を記入することとし、無記入投票は棄権とみなすことにより、棄権の自由を保障し得るものとしております。

第二は、点字投票について、現行では視力障害者の審査権が行使しにくい面があり、これを是正するため点字で印刷された用紙を準備し、通常の投票に準じて決められた記号を記入するだけで意思を表示し得るものとしております。

第三は投票方法の変更に伴って、罷免が成立する有効投票率を現行百分の一から、百分の十に引き上げることにより、棄権が大量に出た場合、小数の罷免票で罷免されることの弊害を除いております。

以上が最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正案の提案理由と主なる内容であります。

○大竹委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

両案の質疑は後日に譲ります。

次回は、明十二日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて

散会いたします。

午前十一時三十二分散会

### 修正案 刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百八十八条の二第一項ただし書の改正規定を削り、同項に後段として次のよう加える。

免訴又は公訴棄却の裁判が確定した場合において、もし免訴又は公訴棄却の裁判をすべき事由がなかったならば無罪の判決を受けるべきものと認められる充分な事由があるときも、同様である。

第百八十八条の二第二項の改正規定中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の補償をする場合において、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第百八十八条の三第一項の改正規定中「無罪の判決」の下に「又は免訴若しくは公訴棄却の裁判(以下「無罪の判決等」という。)」を加え、同条第二項の改正規定中「無罪の判決」を「無罪の判決等」に、「六箇月」を「三年」に改める。

第百八十八条の四本文の改正規定中「無罪の判決」を「無罪の判決等」に改める。

附則第三項中「無罪の判決」を「無罪の判決等」に改める。

### 民法等の一部を改正する法律案

#### 民法の一部改正

第一条 民法(明治三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

前項の規定によつて婚姻前の氏に復した夫

又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。

第三条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「夫婦ガ夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫、妻ノ氏ヲ称スルトキハ其住所地、夫婦ガ共通ノ住所ヲ有スル地」を「夫婦ガ共通ノ住所ヲ有スルトキハ夫、妻ノ氏ヲ称スルトキハ其住所地、夫婦ガ最後ノ共通ノ住所ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄区域内ニ夫又ハ妻ガ住所ヲ有スルトキハ其住所地、其管轄区域内ニ夫婦ガ住所ヲ有セザルトキ及ビ夫婦ガ共通ノ住所ヲ有シタルコトナキトキハ夫又ハ妻ガ普通裁判籍ヲ有スル地」に改め、同条第三項を次のように改める。

第二条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ二 裁判所ハ其管轄ニ属スル婚姻事件トキハ第一項ノ訴ハ最高裁判所ノ指定シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專属ス。

第一条の次に次の二項を加える。

第一条ノ二 裁判所ハ其管轄ニ属スル婚姻事件ニ付キ著シキ損害又ハ遲滞ヲ避クル為メ必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其事件ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得

第二十六条中「第三項」の下に「、第一条ノ二」を加える。

第三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条 何人でも、手数料を納めて、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。

前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。

市町村長は、第一項の請求が不当な目的に



び第二項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第十四条第一項中「印刷しなければならない」とあるのは「点字で記載しなければならない」と、同条第二項中「×又は○の記号を記載する欄」とあるのは「罷免を可とする記載をする欄及び罷免を可としない記載をする欄」と、

前条第一項中「記載欄に自ら×の記号」とあるのは罷免を可とする記載をする欄に自ら政令で定める記号」と、「記載欄に自ら○の記号」とあるのは「罷免を可としない記載をする欄に自ら政令で定める当該記号」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号及び第三号中「×の記号」を「×又は○の記号」に改め 同項に次の一号を加える。

四 ×又は○の記号の記載のないもの

第二十二条第二項前段中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「その記載を「その該当する欄の当該裁判官に係る部分」に改め、同項後段中「×の記号」を「×又は○の記号」に改める。

第三十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、投票の総数を「当該裁判官についての有効な投票の総数」に、「行なわれた」を「行われた」に、「百分の一」を「百分の十」に改める。  
別記中「別記」を「別記（第十四条関係）」に改める。

別記投票用紙様式中「何も書かないことを「その名の上の欄に○を書くこと」に、「×を書く欄」を「×又は○を書く欄」に改める。  
別記投票用紙様式備考一中「×印」を「×印又は○印」に改める。

#### 附 則

- 2 1 この法律は、公布の日から施行する。  
改正後の最高裁判所裁判官國民審査法の規定は、この法律の施行の日以後審査の期日を告示された審査から適用し、この法律の施行の日前に審査の期日を告示された審査については、なお従前の例による。

最高裁判所の裁判官の國民審査に關し、その審査の投票の方式、裁判官の罷免の要件等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 理 由

最高裁判所の裁判官の國民審査に關し、その審査の投票の方式、裁判官の罷免の要件等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。